

## 第177回

### 京都市大規模小売店舗立地審議会

### 議事録

日時：令和元年6月5日（水）

午後1時00分～午後2時45分

場所：京都経済センター3階会議室

●萩原課長 定刻となりましたので、ただいまから、第177回京都市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず、委員の皆様方には御出席を賜り誠にありがとうございます。

まず、委員の方々の出席状況でございますが、本日は8名の委員に御出席いただいております。従いまして、審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

では続いて、お手許にございます資料を確認させていただきます。

皆様のお手許には、会議次第とホチキス留めとなっております、資料1「(仮称) 京都生協山科計画 届出概要及び検討資料」、資料2「(仮称) ニトリ向島ニュータウン店 届出概要及び検討資料」、資料3「カナート洛北 届出者提出資料」、資料4「カナート洛北 答申案」、資料5「立地法に係る計画一覧」を配布しております。

また、本日の審議案件となっております(仮称) 京都生協山科計画及び(仮称) ニトリ向島ニュータウン店の諮問書の写しも置かせていただいております。これら資料の欠落等はありませんでしょうか。

なお、事前にご送付しております審議案件の計画説明書につきましても、お持ちでない方は、事務局までお申し出ください。

それでは、審議を始めたいと思います。恩地会長よろしく願いいたします。

●恩地会長 ではこれより、議題の順に議事を進めてまいります。

まず、議題1の「平成30年12月届出案件 (仮称) 京都生協山科計画に係る諮問及び届出者説明」です。最初に、京都市から諮問を受けたいと思います。よろしく願いします。

●萩原課長 席上に配付しております、右肩に「第1-2号」と書かれた諮問書をご覧ください。こちらの内容のとおり、本日付で諮問させていただきます。

なお、本件について諮問の了解をいただけましたら、引き続き計画説明を行っていただくべく、届出者が待機しておりますので、あわせて御審議のほどお願いいたします。

●恩地会長 ただいま市長から諮問を受けました届出案件について、まずは事務局から概要説明をお願いします。その後引き続き、届出者説明に進んでまいろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●事務局 では、お手許の資料の2ページをご覧ください。

広域位置図になっております。出店計画地は山科区で、稲荷山トンネルを經由して京都市の山科区と南区を結んでおります新十条通の沿道に位置しています。この稲荷山トンネルですが、これまでは京都高速として有料道路でしたが、4月から無料開放され、市内の東部と南部、中心部をアクセスする主要道路としての役割が強くなっている道路でございます。

店舗の周辺は比較的古い住宅街となっており、幅員が狭い道路も多く残っています。また、新十条通を挟んだ北側の一部地域は準工業地域となっており、古くからの工場等も立地しています。店舗の西側には川が流れており、これまでは店舗敷地と川との間に遊歩道が整備されているのみでしたが、今回の出店に伴い開発道路が新たに整備され、南側の住宅地から新十条通へ抜けることが可能となります。また、新十条通を挟んで斜め向かい北西側に大店立地法の届出がされている、スーパーとホームセンター、ドラッグストアが入居しているショッピングセンターV i a 3 0 1が立地しています。

続きまして、3ページ以降をご覧ください。

届出事項一覧となっております、公告内容を掲載しております。

届出者は京都生活協同組合、住所はそちらに記載のとおりでございます。

届出の概要ですが、大規模小売店舗の名称は（仮称）京都生協山科計画、大規模小売店舗の新設をする日は平成31年10月1日（予定）、大規模小売店舗内の店舗面積の合計は2,999㎡、駐車場の収容台数は107台、駐輪場の収容台数は113台、荷さばき施設の面積は137㎡、廃棄物の保管施設の容量は16.10m<sup>3</sup>、営業時間は午前9時から午後9時30分までとなっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

施設の位置図となっております。説明書の資料を横に見ていただきまして、右側が新十条通、上側が新たに整備されます開発道路、それぞれに出入口が1箇所ずつ設けられます。

物販店舗としましては、1階にメインテナントの京都生協、2階には衣料品販売のしまむらが入居する予定となっております。この他には、店舗の南側に併設施設としてクリーニング店などのサービス施設が入居する予定となっております。駐輪場は施設の東側、廃棄物保管施設及び荷さばき施設は施設の南西側に設けられております。なお、敷地の南半分は京都生協の物流倉庫や事務所として利用されるもので、店舗として利用されるのは施設の真ん中より右側のみとなっております、来店車両も相互通行できないような形で境界にはバリカーを設置すると聞いております。

続きまして、8ページをご覧ください。

地元説明会の意見及び意見書の提出状況でございます。

まず、住民意見書の提出はございませんでした。

続きまして、住民説明会の内容ですが、9ページ以降をご覧ください。

住民説明会は2月18日に開催され、25名が参加しました。主な意見としましては、車いすの方が来場されまして、出入口付近の歩道の切り下げ部分が国の定めた基準と適合

していないのではないかという質問がありましたが、これに関しましては、市の承認を受けているという回答がありました。これについて、所管部署に詳細を確認したところ、車いすの使用者等の安全な通行を考慮し、歩道は原則1メートル以上の平たん部分を設けるというのが国の基準になっており、当該箇所につきましては、生協の敷地側にも少しセッ  
トバックして歩道部分を設けることにより、1メートル以上の平たん部分が確保されることになったため、国の基準は満たしており、市として承認したということでした。その他には、新十条通の混雑や近隣でのごみのポイ捨てを懸念した質問、併設施設及び物流倉庫における夜間の騒音や交通量に関する質問などがありました。

最後に、12ページをご覧ください。

現地の現況の写真となっております。5月16日の午後3時頃に現地確認をしております。

まず、①、②が全体の写真となっておりますが、現在工事中のため、仮囲いで覆われている状況です。

④、⑤は新十条通の状況です。稲荷山トンネルが無料化されてから交通量が大幅に増えていると思われ、大型バスやトラック、業務用車両が多く見受けられました。ただ、片側2車線道路ですので、この時間帯に特に混雑は見られませんでした。

⑥は新十条通から今回整備する開発道路を見たものになります。交差点のセンターラインの上にポールがたくさん設置されており、新十条通から開発道路、または開発道路から新十条通に対する右折はできない形になっております。

⑧は開通前の開発道路の状況です。センターラインはないのですが、相互通行は支障なく行うことができる幅員となっております。道路の両サイドには遊歩道と歩道が整備されております。

次のページにまいりまして、⑨、⑩は敷地南側の道路と開発公園の状況でございます。現在は近隣住民の利用しかなく、交通量は極めて少ない状況ですが、開店後は来店車両の経路になりますので増加が見込まれます。

説明としては、以上になります。

●恩地会長 それでは引き続き、届出者説明を行います。担当者に入ってくださいですので、事務局お願いいたします。

●事務局 本件についての概要は先ほど御説明いたしましたとおりですので、続きまして、届出者から計画の説明をしていただきます。

簡単な自己紹介の後、着席のうえ、御説明をお願いいたします。

●届出者（中尾） 京都生協開発部の中尾と申します。よろしく申し上げます。

- 届出者（岡野） 同じく開発部の岡野と申します。よろしくお願いいたします。
- 届出者（橋本） 同じく開発部の橋本と申します。よろしくお願いいたします。
- 届出者（玉木） 同じく開発部の玉木と申します。よろしくお願いいたします。
- 届出者（杉村） 本件開発及び建築を設計管理いたします東洋設計事務所の杉村と申します。よろしくお願いいたします。
- 届出者（村田） 最後になりましたが、今回の大店立地法の申請を担当させていただきました、阪急設計コンサルタントの村田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  
それでは、私から計画概要を説明させていただきます。  
まず、出店計画説明書の1ページをご覧ください。  
店舗の名称は（仮称）京都生協山科計画で、教習所の跡地に出店を計画しております。店舗を新設する日は令和元年10月1日を予定しております、店舗面積は2,999㎡でございます。  
続いて図面4をご覧ください。  
こちらが今回の店舗の配置計画になっておりまして、ご覧のとおり、広い敷地になっておりますが、図面で言いますと右上の部分が店舗の敷地でございます、それより左側につきましては物流倉庫等を想定している計画でございます。敷地が一体となっておりますので、一の施設ということで届出していますが、基本的に建物の運用としましては、右側の敷地を中心に展開をしてみたいと考えております。  
物販用の出入口につきましては、出入口1,2とそれぞれございますが、新十条通と開発道路それぞれに出入口を設ける計画になっております。  
店舗棟につきましては、1階が食料品スーパー、2階は衣料品を扱うしまむらが入居する計画になっております。また、小売店舗利用者用の駐車場を107台、駐輪場を113台設けております。  
続いて図面5をご覧ください。  
今回の計画では、物販店舗に加えて、店舗南側に美容院やコインランドリー、クリーニングといった併設施設を設ける予定です。  
続いて、図面6をご覧ください。  
騒音の予測につきましては、ご覧のとおり予測地点を設定し、予測を行っております。図面の6,7がそれぞれの騒音源でございます、それぞれの影響が考えられる住居地点におきまして等価騒音レベルを、また、夜間の時間帯につきましては、冷蔵、冷蔵用の室外機を対象に予測地点を設定しています。  
その予測結果につきましては、出店計画説明書の30ページから32ページに示してお

ります。A～E地点の昼間の基準値は55デシベル、夜間においては45デシベルでございますが、それぞれの地点におきまして最も高い地点でも基準を下回っており、騒音の予測結果としては問題ない結果になってございます。

続いて図面3、方面別来店車両経路図をご覧ください。

今回、開発道路を整備することもあり、警察と連携を密に相談をさせていただきまして、ご覧のような来退店車両の経路を設定してございます。それぞれ新十条と開発道路側に出入口を設けておりまして、各方面からお越しになられるお客様がご覧のと通りの経路をたどって来退店されるという計画になっております。

交通調査及び予測については、それぞれ地点1、地点2、地点3と交通の要所となる交差点を調査し、交通解析を行っております。その結果につきましては出店計画説明書の20ページ、21ページをご覧ください。

まず、交差点飽和度につきましては、最も高い地点でも0.561という値になっております。

車線別混雑度、交通容量比につきましても、最も高い地点でも0.678であり、基準となります1.0という値からは十分余裕があるような状況でございます。

影響評価の説明については、以上でございます。

続いて、住民説明会の内容について御説明します。

主な意見としては、どのようなテナントが入るのかなど、際立った御指摘はなく、出店に対する期待の声もいただいております。我々としましても、周辺の住民様とは引き続き連携し、店舗運営に理解をいただけるように継続して説明してまいりたいと思っております。現在、建築工事が進んでいますが、特段、住民様から御意見をいただいているということもございませんので、引き続きオープンに向けてトラブルのないよう進めていきたいと考えております。

説明については、以上でございます。

●恩地会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

●塩見委員 計画地付近にはもともとの阪神高速京都線があり、それが無料で開放されるようになって交通量が増えていると思います。交通量調査は無料化される前（平成30年10月）に行っていますが、阪神高速の無料開放の影響をどういうふうに評価されているのでしょうか。現況としてどれぐらい交通量が増えていて、今後どれぐらいまで交通量が増える見込みなのか。それに対しても十分対応可能なかどうかということについてお伺いします。また、物流倉庫周辺にも多くの駐車マスが設定されていますが、物流倉庫への車での訪問というのは、そんなに多いものなのでしょうか。交通需要予測にはこれも含めて評価されているのか、この2点をお伺いさせていただきたい。

●届出者（村田） 高速道路の無料化につきましては、確かにその話は当初からございまして、計画を進めるに際して一度交通量調査を行いました。その後、開発道路の整備の関係で計画が1年ぐらい延びてしまったため、事務局と相談し、調査地点を追加したうえでもう一度交通量調査を行いました。従いまして、オープンの時期等の関係で無料化後の調査はできませんでしたが、当初の計画では開発道路と新十条通の接合部分は交差点でございますので、この交差点を右折するような計画になっておりましたが、その1年間という協議の過程でここにポールが立つことに伴い迂回経路を設定するという経路計画に見直した経緯がございます。無料化に伴い交通量は増加すると思いますが、警察とは協議の過程でそれを見越してどういう構造にしようかという協議をしたというような経緯がございます。

また、物流倉庫周辺の駐車マスにつきまして、基本的には隣の店舗駐車場とは区別するような形で運営します。ただし、年末年始等の繁忙期は臨時駐車場という位置付けで活用しようと思っております。

●恩地会長 臨時駐車場として年間何日程度利用する予定ですか。

●届出者（村田） 開店前の現時点では具体的なことを申し上げることはできませんが、一般的には年末年始やお盆の時期を想定していますが、1年目の開業をする中で大体掌握できると思っております。逆に駐車場を多くすることによってお客さんをお呼び込みたいということもございませんので、基本的には店舗用の駐車場と区別して運用したいと考えています。

●山川委員 廃棄物の関係ですが、食品ロスの削減に取り組まれるということで、これまでも貴社においては随分と取り組んでおられますので、ぜひ頑張ってほしいと思うのですが、食品リサイクルについてはやっている店舗とやっていない店舗があると思います。計画書を見る限りでは、当該店舗では行わないように見受けられますが、どうなのでしょう。

●届出者（中尾） 野菜ごみのリサイクルや廃油等、他店舗と同様のことはしていきます。

●山川委員 野菜等のリサイクルはされるということでよろしいですか。

●届出者（中尾） はい。

●恩地会長 他に御意見、御質問がないようでしたら、追加資料請求の有無についてお聞

きしますが、事務局はいかがですか。

無料化後の交通量のデータなどはよろしいですか。

●塩見委員 あると安心材料にはなります。

●届出者（村田） 京都市で調査されているものはないのでしょうか。

●塩見委員 予測交通量が計算されているのであれば、それで一度計算し直すというの  
できるかもしれないですね。

●届出者（村田） そうですね。例えば1.5倍になっているなど、何らかの指標があれば再計算は可能です。

●塩見委員 京都市で阪神高速が無料化されたときに、どれくらいの交通量が見込まれる  
かというような評価はされてないのですか。

●事務局 無料化したときの想定は算出していると聞いています。

●塩見委員 それを使って再計算することは可能でしょうか。

●届出者（村田） 可能です。

●事務局 わかりました。それでしたら、京都市として出せるデータを提示した上で、再  
計算した資料の提出をお願いしたいと思います。

●恩地会長 それでは、これで届出者からの説明を終了したいと思います。御担当者の方  
どうもありがとうございました。御退席いただいて結構です。

続きまして、議題2の「平成30年12月届出案件（仮称）ニトリ向島ニュータウン  
店に係る諮問及び届出者説明」です。

最初に、京都市から諮問を受けたいと思います。事務局お願いいたします。

●萩原課長 席上に配付しております右肩に「第1-3号」と書かれた諮問書をご覧ください。  
こちらの内容のとおり、本日付で諮問させていただきます。

なお、本件について諮問の了解をいただけましたら、引き続き計画説明を行ってら  
うべく届出者が待機しておりますので、あわせて御審議のほどお願いいたします。



●恩地会長 ただいま市長から諮問を受けました届出案件について、まずは事務局から概要説明をお願いします。その後引き続き、届出者説明に進んでまいろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●事務局 では、資料の16ページをご覧ください。

広域見取図となっております。出店計画地は近鉄向島駅から東へ約800mのところの位置し、国道24号沿いにございます。向島ニュータウンの中にあり、京都市住宅供給公社が向島ニュータウンの駐車場用地の有効活用を図るために公募型プロポーザル方式で出店企業を募ったところ、ニトリが選定されたという経過がございます。

敷地のすぐ南側は宇治市になっておりまして、家具を取り扱っている店舗ということで商圈も広く、向島ニュータウンの居住者だけでなく、宇治市も含めた広域から集客を想定している店舗となっております。

敷地の北側には大店立地法の届出店舗であるスーパーマーケット、近商ストア向島店がございます。周辺の小規模店とあわせて向島ニュータウンセンター商店街を形成しております。

京都市住宅供給公社のプロポーザル募集の要項には、こうした近隣の商業施設との連携が条件付けされており、共同の広告や共同イベントの開催、敷地内での近隣施設も含めた案内看板の掲出、地域住民や地域の事業者による地域活性化のための取組への積極的な参加等の協力を要項の中で要請しております。

続きまして、17ページをご覧ください。

届出事項の一覧となっております。公告内容を掲載しております。

届出者は株式会社ニトリ、住所につきましては記載のとおりです。

届出の概要ですが、大規模小売店舗の名称は(仮称)ニトリ向島ニュータウン店、大規模小売店舗の新設する日は平成31年8月29日(予定)、大規模小売店舗内の店舗面積の合計は5,093㎡、駐車場の収容台数は150台、駐輪場の収容台数は26台、荷さばき施設の面積は104.0㎡、廃棄物等の保管施設の容量は37.7㎡、店舗の開店時刻及び閉店時刻は開店が午前9時、閉店が午後9時となっております。そのほかにつきましては、記載のとおりです。

続いて、資料の20ページをご覧ください。

施設の位置図となっております。北東側が国道24号、南側と北西側が市道となっております。出入口は3箇所ありまして、国道24号から直接出入りする出入口②、国道24号から分岐して市道から施設南側に入出入りする出入口①、この2つがメインの出入口となっております。国道24号は中央分離帯がありまして、左折入出庫しかできませんので、北側からの来店車両や南側への退店車両は出入口①から入出庫することとなります。図面

を見るとおわかりのとおり、出入口①は右折入庫も可としておりますが、こちらについては、市道が比較的交通量も少なく幅員もあること、また、施設の南側に学校があるなど迂回経路が設定しづらく、現実的でない迂回経路を設定した場合に国道をUターンして出入口②から入庫する車が発生すると危険ということから、京都府警と協議した上、出入口①については右折も可にした経過がございます。

出入口③につきましては、隣接する近商ストアに一番近い出入口になっておりまして、近隣の商業施設との回遊性を高めるために設置したもので、余り多くの車両が利用することを想定していないものとなっております。

駐輪場は店舗の出入口に近い東側、逆に廃棄物保管施設や荷さばき施設は西側に設けられております。

なお、敷地の南東角は併設施設として飲食テナントが入居する予定となっております。続きまして、22ページをご覧ください。

意見書及び地元説明会における意見の概要でございます。

まず、住民意見書の提出はありませんでした。

住民説明会は2月26日に実施しまして、30名の住民が参加されました。開店後の道路の混雑や駐輪場の充足についての質問があったほか、出入口③を設置した意図や当該出入口を利用するために周辺の道路が混雑するのではないかという意見が出されました。また、今回プロポーザルで事業所を決定したため、出店による地域の活性化や地域への貢献が提案されておりまして、こうした点に関する質問もございました。

最後に、27ページをご覧ください。

現地の現況の写真となっております。5月15日夕方に現地確認しております。

まず、①から③が全体の写真となっておりますが、現在工事中のため仮囲いで覆われております。

④、⑤は出入口①が設けられる施設南側の市道の状況です。

⑥、⑦は国道24号の様子で、交通量は非常に多い状況です。

⑦は施設南側の交差点ですが、これより南側の宇治方面は片側1車線、北側の京都市方面は片側2車線となっております。

⑨、⑩は店舗の北西側の出入口③付近です。この北方面が写真でいうと⑪にありますとおり、近商ストアと商店街が立地しておりまして、出入口③からこちらに向けて車が流れてくるような形となります。

説明は以上となります。

●恩地会長 それでは引き続き、届出者説明を行います。関係者の方に入ってくださいますので、事務局お願いいたします。

●事務局 本件についての概要は先ほど御説明いたしましたとおりですので、続きまして

届出者から出店計画を説明していただきます。

簡単な自己紹介の後、着席のうえ、御説明をお願いいたします。

●届出者（林） 株式会社ニトリホールディングスで店舗開発担当しております林と申します。よろしくお願いいたします。

●届出者（平松） 同じくニトリホールディングスで店舗開発担当しており平松です。よろしくお願いいたします。

●届出者（杉浦） 京都市住宅供給公社の杉浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●届出者（山本） 同じく京都市住宅供給公社の山本と申します。よろしくお願いいたします。

●届出者（中村） 本件の大規模小売店舗立地法の手続を担当いたしました株式会社テルノの中村と申します。よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、大店立地法の届出から現在に至るまで若干計画の変更がございますので、それにつきまして御説明させていただきます。

別添で先ほど配付させていただきました図面でございますけれども、中ほどに駐輪場32台がございます。その下に自動二輪車駐車場2台がございます。届出時点では、お手許の資料2の20ページでございますように、駐輪場26台、自動二輪車駐車場4台ございましたが、自動二輪車駐車場4台のうち2台を駐輪場に転換した結果、駐輪場が26台から32台と6台増えてございます。これは、地元説明会の際に地元住民様から駐輪場が少ないのではないかという御心配をいただきまして、それに応えたかたちとなります。

それ以外は特に変更はございません。

では、ニトリ向島ニュータウン店につきまして、配慮事項を中心に御説明させていただきます。

お手許の資料の20ページ、配置図をご覧ください。

まず、駐車場に関連する配慮事項でございますが、本件は指針の必要駐車場149台に対しまして150台をお客様用として届出をしております。駐車場の出入口は3箇所、各接道に1箇所ずつ配置してございます。これによりまして、来退店車両の分散化を図ることができるようになっております。

また、駐車場の出入口には発券ゲートは設けません。従いまして、入庫者に対しては円滑な入庫ができるものと考えております。なお、繁忙時等の場内混雑時におきましては、従業員あるいは交通整理員による交通整理を行いたいと考えております。

そのほか、店舗建物の北東側や店舗敷地の南東側に歩行者及び自転車専用の出入口、場内通路を確保しております。これによりまして、場内の歩行者の安全の対策確保をさせていただきます。

また、一般の交通でございますけれども、続く21ページに示しておりますが、赤線が来店、青線が退店の経路となっております。試算でいきますと1時間当たり154台の台数を見込んでおります。これに対してまして、オープン時（開店前）には地元の伏見警察署と交通整理員の配置並びに人員等につきまして協議を行い、オープン時の交通集中への支障回避を図りたいと考えております。

一方、自転車で来られるお客様につきましては、店舗の北東側に駐輪場がございます。京都市の自転車等放置防止条例に基づく必要駐輪台数は26台でございます。当初は26台を届出しておりましたが、住民様から駐輪台数不足を懸念する声がありましたので、台数を見直し、現地点では32台の駐輪場を設置しております。

店舗建物の西側には荷さばき施設がございます。1日当たり7台の搬入車両を見込んでおりますけれども、配慮事項といたしましては、通学時間帯の来場は極力避けるタイムスケジュールを考えてございます。トラックの運転者には、十分安全に注意して車両運行するよう指導徹底しております。

図面の荷さばき施設の左上に廃棄物保管施設がございます。本件は家具専門店でございますので、食料品等は扱いません。また、指針に基づく必要容量を満たすのはもちろんですが、食料品を扱いませんので生ごみの排出は極めて少ない店舗となっております。また、店舗建物内での食品調理等も行いませんので、店舗からの悪臭やごみからの悪臭は発生しません。

騒音についてでございますが、夜間営業いたしませんので、24時間稼働する大きな設備機器はございませんが、一部換気設備が24時間稼働します。騒音予測の結果、周辺の住宅における影響につきましては全て基準を下回る結果となっておりますので、音に対して大きな支障はないと考えております。なお、直近に隣接する住居は現在ありませんものの、将来的に近隣の建物用途変更があった場合、また、住民様から御要望等があった場合には検討のうえ、適切な対策を講じたいと考えています。

最後に、街並みづくり等でございますが、届出書の34ページ、図面5に今回の建物の一面図を示してございます。京都市の景観条例等の規定に基づくのはもちろんではございますけれども、壁面の色合いは既存のニトリの色合いとは若干違いまして、2色になる予定でございます。建物の下半分を少し濃い目の茶色、上半分をクリーム色、ニトリのコーポレートカラーの緑色も鮮やかさも抑えた少しシックな緑になる予定でございます。また、建物の形状につきましても完全な箱型ではなく、上部屋根形状にする予定です。

そのほかの生活環境に配慮する事項といたしまして、届出書の29ページに示してございます。

本件は、京都市住宅供給公社のプロポーザルの物件でございます。プロポーザルの条件

にもなっておりますが、向島の中心商業ゾーンの活性化や生活環境に関する地元様の要望につきましては、整備において対処するというようにしております。

また、向島センター地区のにぎわい創出を目的とした改修や整備に係る計画の策定に当たっては積極的に協力をしまして、地域に根差した施設運営活動の参加を目指します。既存の商店街がありますが、その商店街や商業施設、スーパーマーケットの買い回りがしやすい店舗配置をして敷地内の駐車場は平面駐車としています。

また、ニトリは広域な商圈を生む店舗でございますので、今まで向島ニュータウンに来られなかったお客様も、ニトリが出店することで広域から来ていただけるのではないかと思います。そして、向島の地域の新たな魅力に気づいていただけたといったような展開を期待しております。

なお、計画地の南東側、地点1の交差点のところに緑地がございますが、その角のところに中心商業ゾーンの中心施設を案内する看板を掲示する予定でございます。

以上のような事柄を含めまして、住民説明会にて届出の内容を御説明させていただきました。説明会では30名ほど御出席いただきまして、22項目の御質問をいただきました。今回はニトリ単独店ではなく飲食店のテナントを誘致する計画となっております、カフェのドトールが入る予定となっておりますが、普通のドトールではなく、少しグレードの高いドトールの西日本初出店と聞いております。この件につきましては、地元にも御案内済みでございます。

そのほか駐車場の出入口③の危険性についても御指摘、御懸念をいただいております。店舗の敷地の北西側に当たります出入口③でございますが、これはプロポーザルの条件にもなっております既存の商業施設との買い回りをよくする機能を持っております出入口でございますが、住民様につきましては、出入口③に入るためには南側の交差点から一旦北進して丁字路を右折する経路になりますが、この丁字路を右折するとき南進車の赤信号の車列に阻まれて右折できないのではないかと御心配がとおりになるようです。ちょうど事務局が用意していただきました写真がありますまして、27ページの⑧の写真、これが出入口③のすぐ西側の丁字交差点を南側から撮った写真でございます。それと、⑫は同じ交差点の北側から撮った写真です。住民様は⑫の写真に示しておりますように南進向きの赤信号の車列がこの丁字路を塞いでしまうのではないかと御心配をされておりましたが、写真にありますように停車禁止の路面標示がありますとともにそれに従ってスペースをあけて停車していただけたと思いますので、御心配には及ばないと思っております。ただ、オープン後このような状況ではなく信号待ち車列が続く、右折の車両で周辺交通に障害が出てくるといった状態が慢性化する状況であれば、対策に乗り出したいと考えております。

そのほか、従業員の地元採用を積極的に行ってほしいとの意見がありましたが、本件のパート、アルバイトは地元採用を優先する形で計画をしております。

以上でございます。

●恩地会長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますでしょうか。

●塩見委員 買い回りをよくするという事で、出入口③を設けたということですが、想定されているのは近商ストアなどに車で行ってもらおうということでしょうか。

●届出者（中村） 買い回りの手段としましては、車又は徒歩、自転車でございます。車につきましては、出入口③が機能すると思います。徒歩及び自転車につきましては、建物北東側に歩行者及び自転車出入口を2箇所設けておまして、既存の商業施設は計画地の北側に展開しておりますので、北側に3箇所のチャンネルを設けて買い回りをよくするというような機能を保持しております。

●塩見委員 歩行者は店舗北側の市道向島108号線をどこから横断すると想定していますか。

●届出者（中村） 近商ストアから来られたお客様につきましては、出入口③の左側、北西側にあります横断歩道を渡っていただく形になっております。

●塩見委員 北東側の歩行者出入口を出た歩行者が近商ストアに行こうと思ったら、出入口③の近くにある横断歩道を使って北側に横断するというのが正規のルートになるのですか。

●届出者（中村） そういうルートになります。

●塩見委員 近商ストアの東側からのアクセスがもしあるのであれば、横断歩道がないところを横断するということが予想されますが、それについては特に問題がないというお考えなのでしょうか。

また、単独横断歩道を設けて北側に渡ってもらうなどの対策について、特段、警察から意見は出なかったのでしょうか。

●届出者（中村） 警察協議の議題にはなりませんでした。現在の道路ナンバー3の交通量が非常に少ないという背景があったからだと思います。

●塩見委員 確認ですが、国道24号から入ってきた車は、退店の際には出入口③を利用することもできるのでしょうか。南側は車路が狭まっていますが、ここに車が入っていつ

て出入口③から出ることができるようになっているのですか。

●届出者（中村） はい。場内の駐車場は大きく西と東に分けられますが、場内で行き来できますので、国道24号沿いの出入口②から入られたお客様は、場内の南側の通路を通っていただいて出入口③から出ていただくことは可能です。

●塩見委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

●縄田委員 周辺地域の生活環境への配慮のところで「向島ニュータウンの空き室等を利用し、室内のトータルコーディネートが可能です。」という記載がありますが、この提案する相手というのはどなたを想定されているのかということと、これはあくまでもそういうニーズがあればやりますということなののでしょうか。それとも具体的に何か進めておられるということなののでしょうか。

●届出者（中村） 提案するお相手は向島ニュータウンにお住まいの方でございます。ただ、そういうこともできますよということで、実際に関東で実例がありますので、それをこちらでもできますという御提案でございます。

●縄田委員 それは、向島ニュータウンに住んでおられる住民の方からそういうニーズが出てきたら、それに対応してそういうこともやっていきますということでしょうか。

●届出者（平松） 弊社には法人向けの部署がございまして、住宅供給公社様と相談させてもらってニトリとコラボをした部屋を提案できないかというのを現在調整しているところでございます。現在のところは、具体的なプランがまだ決定していないものですので、今後、具体的な提案ができればと考えております。

●縄田委員 非常に興味深かったので、ぜひ進めていただけたらと思います。

●恩地会長 今のことに関連しますが、計画説明書の29ページに8項目ほど周辺地域への配慮事項や特記事項が記載されていますが、これにもう少し具体的な動きはあるのでしょうか。

●届出者（中村） 随時、住宅供給公社と協議しておりますが、今のところはまだ具体的なものとはなっておりません。

●恩地会長 京都市住宅供給公社の方にお聞きしたいのですが、このあたりは今後どうい

うスタンスで見守っていかうと考えているのでしょうか。

●届出者（杉浦） 我々は中心商業ゾーンにテナントを保有しておりますが、そこに事業者がいらっしゃるのですが、事業者が主体的に動かれる中でタイアップして活性化を図っていけるような支援をしていきたいと考えております。

●恩地会長 ニトリが主体になりつつも、京都市住宅供給公社としても地域とつないでいきたいと考えられているということですね。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●山川委員 先ほどの出入口③の話ですが、住民からもいろいろと質問があつて、私もこれを見ていると、ここがある程度利用量が出てくるとすごく場内の動きのにも出入口的にもややこしくなりそうな気がします。今後の警備計画については御意見も踏まえて計画していきたいと御回答いただひていますが、具体的にどんなことを考えているのでしょうか。また、問題が出てきたときにどんな対策を想定されているのか、教えていただければと思ひます。

また廃棄物の年間発生量50キロという値が出ていたと思ひのですが、併設施設のドトールは別途、廃棄物管理場所が用意されているのですか。

●届出者（中村） まず、1点目の警備計画について、大きく2つに分けられると考えています。1つ目は、オープン時対応でございます。オープン時につきましては、お店の商売の中でも一番お客様が集中する時期でございますので、地元警察、伏見署の交通課の指導を得ながら、また、専門の警備会社も呼びまして指導を仰いで適切な配置、警備プランで臨みたいと考えております。

2つ目は通常期の対応でございますが、地元の住民様の御関心も出入口③にありますもので、我々も出入口③の状況については通常期におきましても注視したいと考えております。その中で特に交通量という問題では車の交錯、また南から右折する車の円滑性というところが項目に挙げられると思ひており、そのような状況になった場合には先ほどの停車禁止区画でとめてもらわないような施策、具体的には看板の掲出、それで終わらなければしばらくの間はポイントポイントで人をつけるという対策になっていくのではないかと思ひております。開店後の状況を注視し、状況に応じた適切な対策を実施していきたいと考えております。

それと廃棄物でございますけれども、計画書に記載しております数値は全て小売店舗からのみのものがございます。ドトールにつきましては、ドトールの建物内で別途保管を設けて収集運搬する計画となっております。

●山川委員 京都市住宅供給公社の方にお伺ひしたいのですが、回遊性を高めるというの



は、要はいろいろと動けるようにして全体として活性化させたいという意図だと思うのです。ということは、どちらかというところの交通量を増やしたいということですね。しかし、増えたら困るのではないかとというところに矛盾を感じるのですが、今後どういうふうにこの辺は考えていこうと思われていますか。

●届出者（杉浦） あくまでも車につきましては、ニトリの駐車場が営業時間については利用できるという中で、ここに寄って来退者の方が中心商業ゾーンに行っていただけるような方策を、今後、京都市住宅供給公社としても検討していきたいと考えております。

●山川委員 そうすると、できれば車でここを動くのではなくて、徒歩で動くのをメインに誘導していきたいというニュアンスでしょうか。

●届出者（杉浦） そうです。中心商業ゾーンのテナントについてはそうなのですが、実は先ほど出入口③のところにつきましては事前に近商ストアと打ち合わせをさせていただく中で、やはり少ない買い物でも車で移動される方が多いだろうということで、自分のところの駐車場に移動して来ていただけるような状況が望ましいということをおっしゃられていたということがございましたので、こちらのアクセスにつきましてはこのような形で整備させていただいております。歩行者につきましては、ニトリの駐車場を御利用いただいた上で、歩いて買い回りしていただければと考えています。

●山川委員 注視して適切に対応いただければと思います。よろしく申し上げます。

●恩地会長 現在、近商ストアの駐車場の稼働状況はどのような状況でしょうか。

●届出者（杉浦） 近商ストアは向島ニュータウン内の方が主たるお客様になるので、自転車で来られる方のほうが多い状況で、駐輪場は常にいっぱいでございますけれども、駐車場がいっぱいになっているということはないと認識しています。

●恩地会長 今までは近所の方が買い物に使っていたスーパーが、ニトリのオープンによって客が広域から集まり、駐車場の利用が増える可能性があります。それを期待している部分もあるのですが、その結果、駐車場不足にならないか懸念されるので質問させていただきましたが、近商ストアの駐車場に余裕があるようなので問題ないかと思いますが、想定外のことが起きなければと思っています。

●吉田副会長 住民説明会でも出入口③に関する質問が6、7件あり、これはお一人の方が6回質問した場合もあるだろうし、6人の方がそれぞれ1回ずつ質問した場合もあると

思いますが、何回も質問があるので重要な問題かと思われられます。しかし、対応としてはほとんどゼロ回答に近いので少し気になるところです。例えば退店車が4、5台並んだ場合、入庫できなくなります。そこは警備員で4、5台が並ばないように誘導していくということなのかどうかも含めて、退店経路のみとするということは考えられたのかどうかということが1つ質問です。

また、図面の緑地としている部分には木を植えるのかどうかなど、その辺の御説明をいただきたいなと思います。

それから、出入口③付近は図面の中に横断歩道と停車禁止区域ぐらいの情報を入れていただければ、議論がもう少し具体的にできたのかなとも思いますので、図面の情報はそれぞれ決まったものがあるのですが、これだけ議論が出ているようなのでそういう情報もあわせてほしかったと思います。

2つ質問で1個はコメントです。お願いします。

●届出者（中村） 出入口③ですが、これは当初から出入りで、片側だけの入線あるいは出線というのは当初から考えてございません。当初の計画は計画図の北東側、店舗出入口の近くに設けておりましたが、警察本部から交差点屈曲部に当たること、建物の出入口がすぐ近くにあるため安全上よろしくないということで、建物の西側の駐車区画に設けるよう再考を求められております。結果、今の丁字路にあわせるような形となっております。

住民説明会で出入口③について御質問がありましたが、1つは交通渋滞、南行きの車が並んだらニトリに入る車が右折できないということでございますが、事務局が用意してくださいました写真⑧にもありますように、停車禁止区域がありますので、この点についてはマナーの問題というところで、ただ、住民様が御心配される状況が散見されるような場合は、先ほど申しましたように人を立てる、看板を立てるなど、具体的に実効性のある対応を検討した上で実施したいと考えております。

●吉田副会長 停車禁止区域の路面表示は出入口側の道路にはないですね。

●届出者（中村） ないです。

●吉田副会長 北上してくる車が右折して入ってきて、そこには停止禁止区域の表示があるため右折できますが、さらに右折をして出入口③から駐車場に入ろうとするときに、UR側からおりてくる車が何台も並んだら出入口を塞ぎますよね。停止禁止区域の表示はこの道路にはありませんので。

●届出者（中村） そのような状況が何回も観察されるようであれば、ここにも人を立たせるなどの状況に応じた対策をとることになると思います。

●吉田副会長 恐らく発生しそうな気もするので懸念は示しておきたいと思います。それと緑地のほうはいかがですか。

●届出者（山津） 緑地について、駐車場マス部分には芝または緑化ブロックのようなものを計画しております。それ以外の部分に関しましては、低木、サツキやツツジなどを植える計画にしております。

●塩見委員 確認ですが、店舗北側に横断歩道は新設されるということによろしいですか

●届出者（中村） いいえ、新設はしません。

●塩見委員 北東側の歩行者及び自転車出入口の利用者についても、この丁字路のところの横断歩道を利用してもらうということですか。

●届出者（中村） そうです。

●塩見委員 ニトリから近商ストアの方へ行こうと思うと、その北西側の横断歩道は使われないですね。もしここを使われるのであれば、南側からやってきて右折する車両がある程度いると右折するとき非常に進入しにくく、歩行者と右折車両の交錯が懸念されると思います。近商ストアの方に行く入口が出入口③より少し東側ぐらいにあるのですかね、そこを横断経路にしたほうがいいのではないかと思います、いかがですか。

●届出者（中村） 近商ストアの出入口は建物の西面に向いていまして、ニトリから行こうと思うと、丁字路についております横断歩道を利用することが一番ストレスないと思います。

●塩見委員 近商ストア以外にも周辺には商店街がありますが、そちらに行く道はまた違いますよね。近商ストアだけではなく、そちらにもにぎわいを創出したいのではないかと思います、そうすると、歩行者の動線としては非常によろしくないと感じます。特に今ある横断歩道を利用するというのは、出入口③付近の交通量が増えると車と歩行者の動線が交錯することになります。出入口③を起因として北側と既存の商店とニトリとの回遊性を高めるというのであれば、歩行移動を基本とするべきですし、そうするのであればそのための動線の明確化が必要なのではないかと思います。特にニトリから近商ストアまで車で移動させるというのは、出入口③の交差点周辺に非常に負荷がかかってくると思いますので、余り推奨されることではないと思います。その辺の考え方、目指すべき方向性を一

体的な開発という意味では少し検討されたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

●届出者（中村） ニトリと近商ストアとその裏側にあります商店街に行く場合、どちらを先に行かれるのかということもあるのかもしれませんが、ニトリの計画地の北側に1つ大きなURの集合住宅が立っており、その敷地内を通り抜けて行けば一番近いのですが、他人の敷地を通ることになるため、非常にはばかれる感じです。また、URに住まれている方からすると、自分の棟のすぐ下を歩いてもらいたくないという感情もおありにされると思いますので、北側の道路ナンバー3に新たに横断歩道等をつけるとなると、北側の棟のお住まいの方への説明や合意が必要になると思います。

実際に計画地から北西側の横断歩道を通るルートで歩いてみましたが、特にストレスなく通行できるのではないかと感じております。

●塩見委員 住民説明会では、車の出入りが増えることに対する懸念等、URの集合住宅に住んでいる方からの意見は特になかったのでしょうか。

●届出者（中村） 何名か来られていましたが、その方が出入口③に関する御質問をされたかどうかはわかりません。

●恩地会長 地域への配慮がいろいろと必要であるが故に大変な課題も出てきてしまっているのかもしれないですが、開業後の状況をきちんと確認し、問題が起きればそれに対応するという事はしっかりとやっていただけたらと思います。

ほかにはないようでしたら、追加資料の請求の有無についてお聞きしますが、事務局いかがですか。

●事務局 会長がおっしゃっていただいたように開業後に確認いただくということであれば、特段、今回はよろしいかと思います。

●恩地会長 特に追加資料といってもこれを出してくださいという明確なものもなかなか今の段階では申し上げにくいところです。ただ、いろいろと心配されるということだけは実際ありますので、きちんと開業後の状況を把握していただいて、問題があればその対応を行うことをお約束いただければと思います。

それでは、これで届出者からの説明を終了したいと思います。御担当者の方、どうも御苦労さまでした。御退席いただいて結構です。

それでは続きまして議題3の「平成30年11月届出案件 カナート洛北に係る答申案検討」です。

事務局から説明をお願いいたします。

●事務局 カナート洛北については、前回の審議会において、増床後の発生交通量の予測について、大幅な増床計画であるということを踏まえまして十分にそれが配慮されたものであるのかという議論がございました。その後、恩地会長と協議させていただきまして、結果、現在届出者から提示されております発生交通量予測は指針に沿ったものでありますので、これをあえて再検証することまでは求めませんが、今回懸念されております周辺道路への混雑緩和の取組を具体的に提示した資料を提出いただくという対応をさせていただくことといたしました。

そこで提出されたものが資料3 1ページの届出者追加資料となっており、周辺道路混雑緩和の取組が3つ記載されております。

まず1つ目が、駐車場の料金制度の見直しです。詳細は管理会社と検討中とのことですが、不必要な長時間の駐車をなくすことを目的とした取組となっております。

2つ目が、料金所から出口までの滞留長の確保と駐車場内の案内動線の工夫です。3 2ページが変更前、3 3ページが変更後の図面となっておりますが、変更前に比べて変更後の図面はかなり滞留長を長く確保しています。また、今回、料金所のゲートを新たに設けますが、そのゲートも二手に分岐させる形で混雑緩和を図る工夫が見てとれます。こういった形で現在混雑している南出口への出庫ルートが大分遠回りになりますので、南出口側の道路への負担軽減と北側出口への誘導効果が一定期待できるのではないのかと考えております。

この取組により、北側出口への利用を促して、北側出口は川端通を南方向にしか通行できない形状となっておりますので、店舗北側の高野橋東詰交差点の負担を軽減しようというものでございます。

3つ目が川端通の混雑緩和の取組となっております。具体的には、敷地の北隣にありますドラッグストアの敷地を取り込み、施設から川端通を経ずに北大路通に出られるアクセスルートを新たに確保するというものです。

このほか警察協議の上、高野橋東詰交差点の信号周期の修正や、北隣のN T Tに投げかけをしているようではありますが、その敷地を利用した臨時駐車場や臨時駐輪場の検討をしているものでございます。

この3つですけれども、現在計画に盛り込んでいるものから検討段階で実現まで時間を要するものまでありますが、これらの実施により、周辺道路への混雑緩和に一定の効果が期待できるものと考えております。事務局としましても、これらの取組がしっかり履行されるように開店後も注視してまいりたいと考えております。

こうした届出者の追加資料の内容も踏まえまして、答申案につきまして検討してまいりましたものが3 5ページになります。

まず1番ですけれども、大規模小売店舗の名称及び所在地につきまして、名称はカー

ト洛北、所在地は記載のとおりとなっております。

2番、法第8条第4項の規定による市の意見についてですが、「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します。」ということで、市の意見なしの答申とさせていただきます。

なお、その下になお書きとして付帯意見を（1）から（3）までお付けしておりますけれども、そちらの説明の前に次のページをご覧くださいまして、全体の答申内容の詳細について御確認いただきたいと思っております。

36ページをご覧ください。

答申理由の2、説明会の状況から御説明させていただきます。説明会の状況としましては、「川端通における交通渋滞の悪化を懸念し対策を求める意見のほか、駐車場内における騒音を懸念する意見、敷地内におけるバイク、自転車の走行マナー等について質問及び意見が出された。」となっております。

3意見書の提出状況につきましては、住民からの意見書の提出が1件あり、概要としましては、「増床に伴う来客車両の増加により、店舗北側及び南側の生活道路への負荷が大きくなり、交通渋滞や排気ガス噴出等による周辺環境の悪化が危惧されるため、以下のとおり、店舗を利用する車両をより適切に処理できる方策を求める。」「店舗から北大路通に抜ける新たな通路の整備等、積極的な対策を検討、実施してほしい。」「当該店舗開設時から要望している店舗南側出口から川端通へ抜ける道路の三車線化を実現してほしい。」この3点となっております。

4審議会の見解につきまして、こちらは項目別に記載しておりまして、審議会で議論になった点を中心に御説明させていただきます。まず、（1）駐車場及び来退店車両の経路設定についてでございますけれども、駐車場の設置（収容台数）については760台分を確保しており、既存施設の利用実績及び変更後の予測を踏まえると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、不足が生じる恐れは少ないと考えられる。また、来退店車両の経路については、今回の変更に伴い既存経路の変更は行わないものの、届出者から駐車場内の誘導動線や駐車場利用料金の見直し等の対策が提示されており、周辺道路の混雑緩和が期待できる。しかしながら、川端通の現況の混雑状況を踏まえると、増床に伴う来客車両の増加や滞在時間の延長等により、更なる交通負荷の増大が見込まれることから、提示した対策を確実に履行するとともに、変更後、実地調査等により駐車場の利用実態及び周辺道路の混雑状況を確認し、問題がある場合は速やかに必要な対策を講じることが望まれる。

加えて、公共交通機関の利用促進等の対策についても、引き続き検討を行うなど、川端通をはじめ店舗周辺道路の混雑緩和に向けた取組を進めることが望まれる。

（2）駐輪場についてでございますが、駐輪場の設置（収容台数）については、京都市

自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。ただし、現況において、自転車及び二輪車と歩行者との接触を危惧する声が寄せられているため、看板の設置や交通整理員による利用者の誘導等、駐輪場やその周辺における適切な安全対策を行うことが望まれるとしております。

また、(3) 荷さばき施設についてから(4) 騒音、(5) 廃棄物、それから(6) 防犯や街並みづくりの配慮、こちらにつきましては特に問題なしとさせていただいておりますけれども、早朝から荷さばき施設の利用があるため、静穏に作業するように、また、騒音や廃棄物につきましても住民から懸念の声がありましたので、苦情や要望があった場合には速やかに対応するようという一文を付け加えております。

こうしたことを踏まえ、38ページの(7) その他として、相談窓口の開設や定期的な地元住民との協議の場を設けるなど、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努め、問題発生時には誠実に対応することが望まれる。また、環境にやさしい仕組みづくりやユニバーサルデザイン化の推進等により一層努めることが望まれる、といたしまして、引き続き地域住民との接点を確保するようということに記載しております。

こうした答申理由を踏まえまして、35ページのなお書き以下をご覧ください。

付帯意見としまして(1) から(3) まで意見を盛り込んでおります。まず(1) としまして、駐車場内の誘導動線や駐車場利用料金の見直し等の対策を確実に履行し、変更後、実地調査で問題があった場合は速やかに対応すること。それから(2) としまして、公共交通機関の利用促進等の周辺道路の混雑緩和に引き続き取り組むこと。(3) としまして、地元住民との協議の場を設けるなど親しまれる施設運営に努めることの3点を付帯意見として盛り込んでおります。

答申案の御報告については、以上となります。

●恩地会長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などはございませんでしょうか。床面積が1.5倍になるため、いろいろと心配はされますが、問題が起きた場合は速やかに対応するということが付帯意見として付いておりますので、これでよろしいのではないかと私は考えます。皆様、これでいかがでしょうか。

答申案に対する意見が特にないようでしたら、この案件につきましては本日で結審したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

●恩地会長 それでは、結審ということにさせていただきます。

続きまして、議題4の「報告事項」について、事務局お願いします。

●事務局 資料の40ページをご覧ください。

立地法に係る計画一覧でございます。

まず1番、手続中の届出案件ですが、審議中となっておりますものは本日御審議いただきました（仮称）京都生協山科計画及び（仮称）ニトリ向島ニュータウン店、そして先ほどのカナート洛北の3件となっております。

また、縦覧中で今後御審議いただく案件として、KRP商業施設、イオンタウン山科、そしてベルタウン久世の3件となっております。

2番の審議予定ですけれども、次回の審議会は6月27日木曜日に開催する予定としており、KRP商業施設の諮問及び届出者説明、それから本日届出者説明がありました（仮称）京都生協山科計画及び（仮称）ニトリ向島ニュータウン店の答申案検討となります。

また、次回のKRP商業施設につきましても、既存店舗の変更計画ではありますが、敷地内で隣接して新たな施設を建設するという大幅な増床になりますので、現地調査を実施したいと考えております。

最後に、41ページ、今後のスケジュールですが、6月下旬にまた審議会がございまして、それから審議会がしばらく続くという状況になっております。

●恩地会長 これらの報告について御質問、御意見などがあればお願いします。

しばらくは審議会が続きますが、よろしくお願いします。

それでは続いて、議題5のその他ですが、何かございましたら御発言お願いいたします。ないようでしたら、次に移ります。

最後に、審議会の公開についてお伺いいたします。次回の審議会は先ほど御説明がありましたようにKRP商業施設の届出者説明と答申案検討が2件ありますが、現時点では特に非公開とすべき部分がないように思われますので公開としたいと思っておりますが、皆様よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

●恩地会長 御異議もないようですので、次回の審議会も公開といたします。

それでは、ここからは進行を事務局にお返しいたします。

●萩原課長 皆様、長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

本日の会場である京都経済センターでございますが、平成29年11月に大店立地法の届出を受けた施設でございますが、まさに審議会において皆様に御審議いただきました施設が、今このような形で稼働しているところでございます。店舗につきましては1階、2階、地下部分になりますが、それより上の階については区分所有の形でそれぞれの経済団体が集まっております。まさに京都市、府、経済団体それぞれが合わせた形での京都経済を代表する施設となっております。



また、次回の審議会について御連絡をさせていただきます。次回の審議会につきましては、6月27日木曜日の午前9時30分から職員会館かもがわにて行います。詳しくは改めて送付いたします開催通知を御確認ください。

それでは、これで第177回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。

皆様、本当にありがとうございました。

(以上)